

平成28年8月25日

8月22日に到来した台風9号による被災者の皆さまに対応する

災害復旧支援資金の取扱いについて

平成28年8月22日に到来しました台風9号により被害を受けられた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、下記のとおり、平成28年8月25日（木）より、被害を受けられた事業者の皆さま、個人の皆さまそれぞれに、災害復旧にお役立ていただく資金の取扱いを開始いたします。

記

【事業者の方対象・災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の商品概要】

項 目	概 要
融資対象者 （追加）	8月22日に到来した台風9号により被災した、千葉県内に事業基盤を有する「法人」または「個人事業者」
融資限度額	運転資金30百万円 設備資金50百万円
資金使途（追加）	突風等による災害復旧に伴う事業資金（運転・設備）
融資期間	運転・設備5年以内
貸付形式	証書貸付・手形貸付
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	当行所定金利（変動金利）
担保	原則不要。但し、設備資金の場合、融資対象物件の担保が必要となります。
保証人	法人代表者以外原則不要
必要書類	罹災状況の確認できる資料等
取扱期間	平成28年8月25日（木）～ 平成29年8月31日（木）
その他	お客さまの罹災状況に応じて条件面について相談を承ります。

※上記商品のほか、千葉県信用保証協会付融資の「災害関係保証」や千葉県制度融資の「セーフティネット資金（市町村認定・災害認定保証）」等も取り揃えております。

※当行所定の審査の結果、ご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。

※その他詳細につきましては、各支店窓口までお問い合わせください。

【個人の方対象・災害復旧支援ローンの主な内容】

商品名	災害復旧支援ローン（有担保）	災害復旧支援ローン（無担保）
対象者（追加）	8月22日に到来した台風9号により被災した建物の所有者の方 〔原則として、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕	
資金使途	災害復旧にかかわる本人居住用の土地・住宅の購入、住宅の新築・改修資金	住宅の災害復旧にかかわる改修・リフォーム資金
お借入金額	10万円以上1億円以内	10万円以上300万円以内
お借入期間	1年以上35年以内 (お借入期間中1年間の元金据置可)	6か月以上5年以内 (お借入期間中1年間の元金据置可)
金利	住宅ローン（保証料後払い方式）店頭表示金利より ▲1.6%（変動・3年・5年・10年固定） ▲1.4%（2年固定）	変動金利 2.35% (平成25年10月17日現在) ※金利については店頭にお問い合わせください。
保証人	ちば興銀カードサービス株式会社	
取扱手数料	無料	
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。	不要
お申込受付期間	平成28年8月25日（木）より受付開始(期限の定めはありません)	
その他	被災されたお客さまのローンに関するご返済額の変更等につきましては ご返済いただいている支店までご相談ください。	

※お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えかねる場合もございますのでご了承ください。

以 上